

モビリティとまちのミライ研究会（通称：モビまち研）

会員規約

この規約（以下「本会員規約」という）は、モビリティとまちのミライ研究会（以下「本研究会」という）の会員に関する事項を定めたものである。

第1条（目的）

先進モビリティ技術（例：自動運転やMaaS、パーソナル・モビリティやグリーン・スロー・モビリティ等）を、まちづくりに有効活用するため、参加企業が求める情報収集や議論を支援することで、プロジェクト誘発を促すとともに、将来的には産学共創のプラットフォームとして、国や地方自治体への政策提言等を行うことを目指す。

第2条（活動）

本研究会は、以下の各号に定める活動を行う。

- (1) 先進モビリティとまちづくりの事例視察
- (2) 先進モビリティとまちづくりに関する意見交換会や勉強会
- (3) シンポジウムの開催
- (4) その他、先進モビリティとまちづくりの推進に係る活動

第3条（会員条件）

本研究会の会員は、まちづくりを事業する企業、及びモビリティサービスの提供を事業とする企業で構成する。

第4条（会員登録等）

- (1) 会員になるには、事務局が定める手続きにより申込みを行う。
- (2) 本研究会は、前項の申し込みがあったときは、本研究会の事務局において、入会の承認・不承認を検討し、これを入会申込者に対し通知する。

第5条（会費）

本研究会は、会員における入会金、年会費その他の会費の負担はないものとする。なお、今後、会費等の負担を求めることになった場合、本規約9条の定めに従って本規約を改定するものとする。

第6条（有効期間）

会員資格の有効期間は、本研究会が入会申込書を受付け、その入会を承認した日から有効となり、以後、第7条による退会の申し出、または第8条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第7条（退会）

会員は、任意に退会することができるものとし、退会する場合はその旨を事務局に通知する。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を失う。

- (1) 本会員規約に違反したとき
- (2) 退会を申し出たとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てがあったとき、または自ら申し立てたとき、本研究会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (4) 本研究会に許可なく、本研究会の活動と関わりのない独自の営利目的活動を会員向けに行ったとき
- (5) 本研究会に登録した情報に虚偽の内容があったとき
- (6) 本研究会または本研究会の利害関係人に対し誹謗中傷をしたと認められる事実があったとき
- (7) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

(8) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、もしくはそれらとの関係があると判明したとき

(9) その他の除名すべき正当な事由があったとき

第9条（会員規約の追加・変更）

(1) 本研究会は、事務局の判断により、本会員規約の全部または一部を変更することができるものとする。

(2) 会員は、前項による本規約の変更に関して異議がある場合、事務局に対し、協議を申し入れることができる。

(3) 事務局は、本規約の変更の効力が発生する日までに会員に対して通知することで、本規約の変更を撤回することができる。

第10条（資料・情報等の利用）

(1) 会員は、本研究会の活動に関連して取得した会員限定の資料・情報等を使用しないしは利用せんとするときは、事前に本研究会の承認を書面で得ることを要する。

(2) 前項の場合を除き、会員限定の資料・情報等については、第三者への開示は禁止とする。

(3) 会員による前項の資料・情報等の使用ないしは利用は、会員自らの判断によるものであって、これに起因し会員あるいは第三者に損害等が生じたとしても、本研究会は一切の責任を負担しない。

(4) 会員が会員資格を喪失した後も、本条は継続して当該会員であった者に対して効力を有する。

第11条（研究会の終了）

(1) 事務局は、終了の60日前までに会員に通知することにより、本研究会を終了することができるとする。

(2) 会員は、前項による本研究会の終了に関して異議がある場合、事務局に対

し、協議を申し入れることができるとする。

(3)事務局は、本研究会の終了が効力を発生する日までに会員に対して通知することで、本研究会の終了を撤回することができる。

第12条（免責事項）

(1)事務局は、会員が本研究会を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について、いかなる責任も負わない。

(2)事務局は、本規約その他本研究会に適用される他の定めにかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の責めに帰すべき事由によらない損害、事務局の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、いかなる責任も負わない。

(3)事務局は、第9条による本規約の変更又は第11条による本研究会の終了に関し会員に損害又は費用の負担が発生した場合も、会員に対し、いかなる責任も負わない。

第11条（事務局）

本研究会の事務局は、株式会社日建設計総合研究所に置く。

第12条（その他事項）

本規約以外に本研究会の運営上、特に必要となった事項については、その都度、事務局で検討し、会員への告知を行うものとする。

第13条（附則）

本会員規約は、2023年4月1日から施行する。

以上

(改定履歴)

1.0 版 2023 年4月1日制定